市民税額の見方

次の市民税決定通知書は市民税が給与天引きの方に、毎年6月中に勤務先の会社等から配布されます。 市民税が給与天引きでない方には、市民税課から市民税納税通知書を送付しています。



計算例

① 父、母、5歳、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:96,300 円+母:0 円)

住宅借入特別控除(市民税額控除) 24,240 円

96,300 円 +24,240 円 = 120,540 円 ◆

利用者負担額算定に住宅ローン控除、寄付金控除等 の適用はありませんので、控除額を足し戻します。

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD3

5歳児は幼児教育・保育の無償化のため0円

2歳児は、未就学児多子軽減で半額となるため、40.900 円の半額で 20.450 円

② 母、小学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額 母:65,300 円 住宅借入特別控除等 なし 利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はC9 2歳児は、階層C9の第2子のため無料

③ 父、母、大学生、中学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:188,600 円+母:155,000 円)=343,600 円 住宅借入特別控除等 なし利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD6 県の利用者負担額の免除のため申請により無料